

令和6年度

北九州市の特別支援教育

～北九州市特別支援教育推進プランに基づく取組の充実～



特別支援教育の理念

- ▶ 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
- ▶ これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。
- ▶ 障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が、生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。



「(改訂版)北九州市特別支援教育推進プラン」

本市では、平成29年1月に、「北九州市特別支援教育推進プラン」を策定し、10年間の見通しをもった施策を推進してきました。本プランでは、本市の目指す方向性を「5つの視点」で整理し、各分野における具体的な取組によって、特別支援教育の充実を図ってきました。

また、特別支援教育に係る国内外の動向や課題の変化等を受け、令和5年2月には本プランを改訂し、1人1台端末の整備によるICTの活用、医療的ケア児及び支援に関する法律の施行に基づく対応、市立幼稚園の廃止に伴う対応などの新たな課題を施策に加えました。

今後も、「(改訂版)北九州市特別支援教育推進プラン」に基づく取組により、本市の特別支援教育をより一層推進していきます。



「5つの視点」を踏まえた施策の推進

※ 改訂した内容

1 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

☆ICT機器等の利活用促進 ☆生命(いのち)の安全教育の推進

☆医療的ケア児支援

2 相談支援体制の整備

3 教員の専門性の向上、外部人材等の活用

☆特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性

4 障害者理解の促進

5 施設・設備面の整備

☆特別支援教室(通級による指導)の整備

目指す方向性

可能性を生かす・引き出す教育 + 「わかる」・「できる」喜び

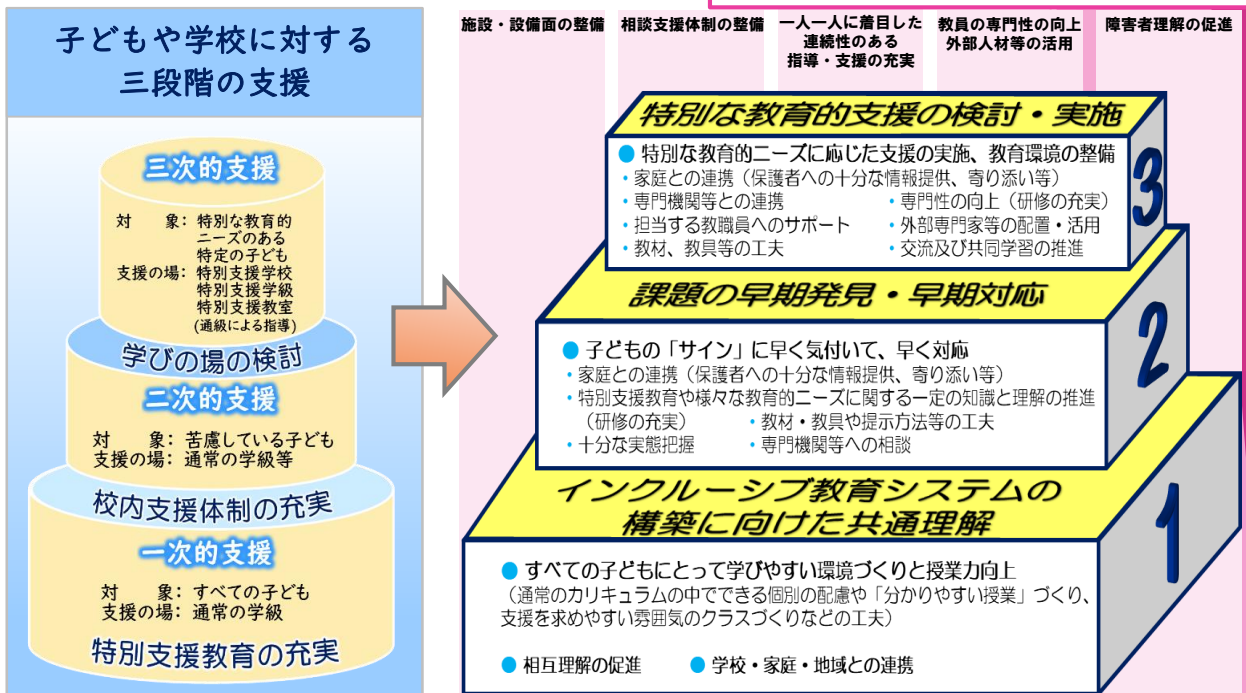
子どもたちの「生きる力」

互いの人格や多様性、個性の尊重 + 環境の整備 + 障害者理解の促進

共生社会の形成

2 特別支援教育の推進体制について

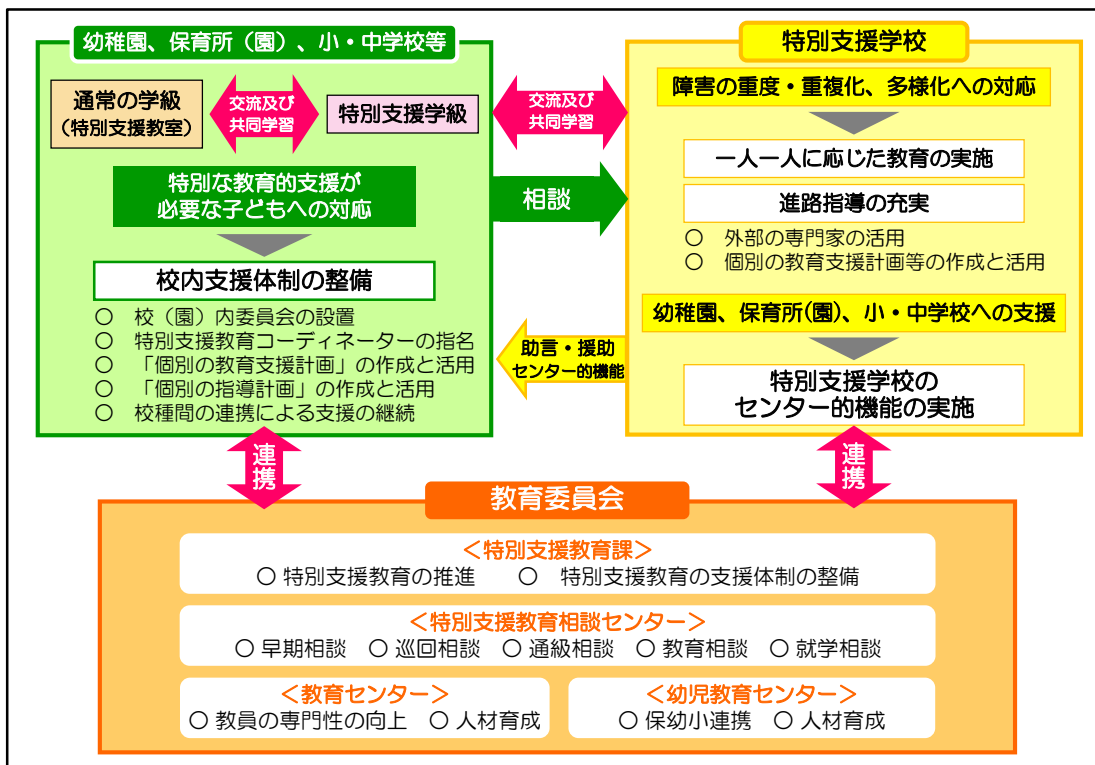
本市における三段階の支援



「学校心理学」（石隈、1999）を改編

【5つの視点を踏まえた特別支援教育推進体制のイメージ図】

本市の特別支援教育の推進体制

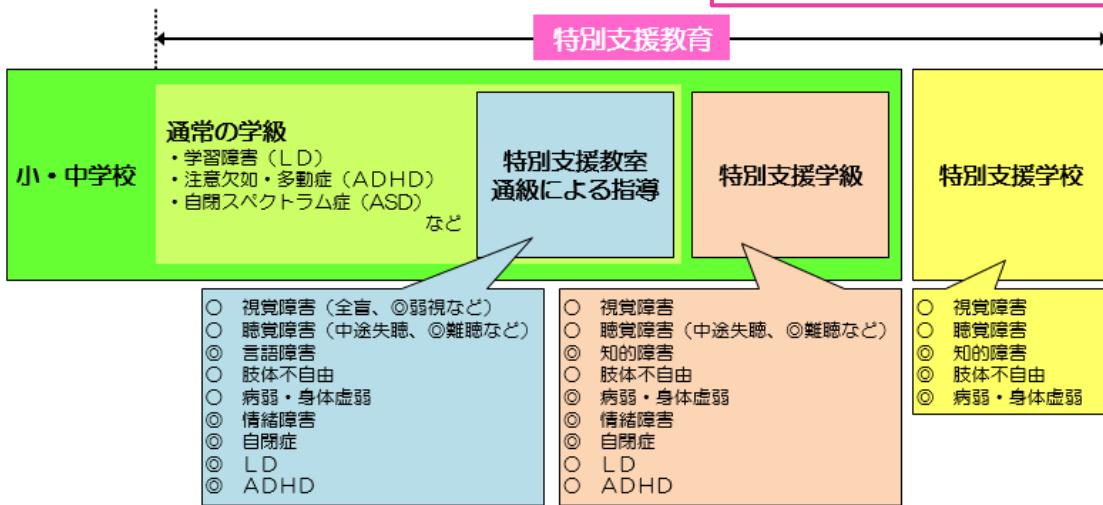


関係機関（医療・保健・福祉・労働）など



3 校内支援体制の充実について

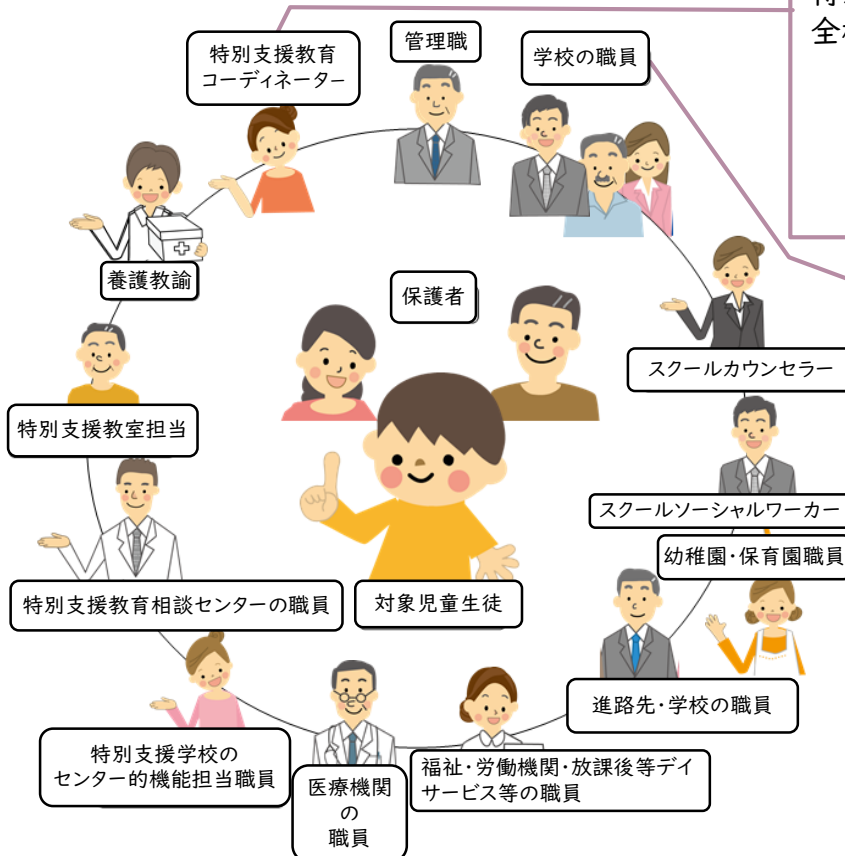
特別支援教育の対象



特別支援教育は、通常級・特別支援教室(通級による指導)・特別支援学級・特別支援学校の全ての学びの場において行われます。



校内支援体制に関わる職員等



特別支援教育コーディネーターは、全校・園に配置されています。

【主な仕事内容】

- ① 校内委員会での推進役
- ② 担任への支援
- ③ 関係機関との連絡調整
- ④ 保護者の相談窓口

・特別支援学級補助講師
 ・特別支援教育学習支援員
 ・特別支援教育介助員
 ・学校配置看護師
 が含まれます。

学校の状況や必要性に応じて配置され、通常級の学級や特別支援学級に在籍する児童生徒の学習面・生活面の補助や介助を行います。

☆ 「特別支援学校のセンター的機能」については別紙リーフレットをご参照ください。
 (特別支援教育課、特別支援教育相談センター、特別支援学校のホームページに掲載)



個別の教育支援計画

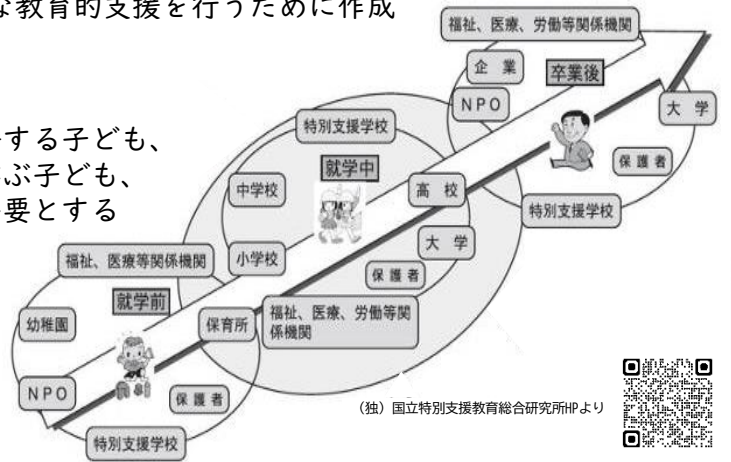
障害のある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫した的確な教育的支援を行うために作成する支援計画です。

Q. 作成の対象者は誰？

特別支援学校や特別支援学級に在籍する子ども、特別支援教室（通級による指導）で学ぶ子ども、あるいは通常の学級で特別な支援を必要とする子どもです。

Q. 何を引き継ぐの？

支援の目標や内容、配慮事項等です。学校・園等で実施した学習上・生活上の支援の事例や課題などを具体的に伝えます。



(独) 国立特別支援教育総合研究所HPより



本人にとってのメリット

- ・特性を理解してもらえます。
- ・合理的配慮が提供される。



- 特性や苦手なことなどを周囲の人に正しく理解してもらえます。
(例) 「大きな音が苦手だったんだね。」
- 可能な範囲で合理的配慮を提供してもらうことができます。
(例) 走競技のスタート合図を旗で行う。
(例) 入試の際、別室対応により安心して受験できた。

保護者にとってのメリット

- ・特性の説明がしやすい。
- ・合理的配慮の内容を関係者と理解し合える。



- 支援の内容を正確に伝えることができ、情報共有の時間短縮にもなります。
(例) 「何度も同じ説明をせず、成長した部分のみ書き換えができた。」
- 可能な範囲で合理的配慮が提供され、引き継がれます。
(例) 進学先でも、行事への参加の仕方を工夫してもらうことができた。

学校・園にとってのメリット

- ・保護者と共通理解を図ることができる。
- ・合理的配慮の内容が明確になる。



- 支援内容について話し合う際の資料となります。
- 合理的配慮の提供の範囲や頻度等が、具体的に分かります。
・発達段階や障害の状況に応じて、いつどのような配慮をどの範囲で提供するかなど、具体的な支援の計画を立て、実施できます。

関係機関にとってのメリット

- ・保護者と共通理解を図ることができる。
- ・連携すべき内容や配慮する事項が明確になる。



- 保護者や学校・園等と情報を共有し、連携することができます。
・障害による特性や支援の経過、本人や保護者の思い、学校の様子等、情報を共有することができます。
- 合理的配慮の提供の範囲や頻度等が、具体的に分かります。
・家庭や学校・園と共通理解が図られ、一貫した支援を行うことができます。

5 特別支援学校における教育について

知的発達に遅れのある子どものための特別支援学校

知的発達の遅れの状態が重度及び中度程度の児童生徒や、軽度の遅れで社会適応力が特に未発達な児童生徒を対象にした教育を行っています。

小学部・中学部・高等部では、それぞれ児童生徒一人一人の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立と社会参加を図るため、もてる力を最大限に伸ばすことを目標にしています。

また、児童生徒の特性を考慮し、身辺自立に必要な技能と習慣等の社会適応力を身に付け、社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置いています。

学部	主な指導内容
小学部	健康な体づくりや日常生活に必要な基本的な生活習慣、さらに社会生活に必要な基本的な知識や技能、特に言語の理解や表現等が指導の中心となります。
中学部	社会生活に必要な知識や技能、対人関係や集団参加の指導、作業学習を通して働く意欲や態度を身に付ける指導が中心となります。
高等部	社会生活や家庭生活に必要な知識と技能を身に付けるとともに、勤労を重んずる態度を養うことが中心となります。木工、農園芸、陶芸、手工芸等の作業学習を行うとともに、産業現場等における実習を行い、体験を通じた学習ができるようにしています。

学校名	設置学部	訪問教育	所在地	電話番号
門司総合特別支援学校	小・中・高	無	門司区矢筈町13-1	372-6631
小倉北特別支援学校	小・中・高	無	小倉北区下道津4-3-1	592-2103
小倉南特別支援学校	小・中・高	有：施設*	小倉南区若園4-1-1	921-5511
小池特別支援学校	小・中・高	無	若松区大字小敷583-1	601-1298
八幡特別支援学校	小・中・高	無	八幡西区鷹の巣3-7-1	641-8675
北九州中央高等学園	高	無	戸畑区沢見1-3-47	861-0112

*社会福祉法人杏和会 やまびこ学園

門司総合特別支援学校高等部は、三つのコース（生活学習・作業学習・職業専門）を設定しています。

【知的障害教育】

小倉北特別支援学校
小倉南特別支援学校
小池特別支援学校
八幡特別支援学校
北九州中央高等学園
※高等部のみ

【肢体不自由教育】

八幡西特別支援学校



【知的障害教育】

【病弱教育(心身症等)】

門司総合特別支援学校

【肢体不自由教育】

【病弱教育(慢性疾患等)】

小倉総合特別支援学校

北九州中央高等学園は、軽度の知的障害のある生徒を対象に、就労に必要な実践的な力を育成する学習を行います。

5 特別支援学校における教育について

肢体不自由の子どものための特別支援学校

運動や動作に障害がある児童生徒を対象にした教育を行っています。

児童生徒一人一人の障害の特性や発達段階に応じた各教科等の学習の他に、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を重視した指導を行っています。個別の教材・教具の作成やICT機器の活用など指導の工夫を図っています。

また、重度の障害のため、通学が困難な児童生徒のために、教師が家庭等を訪問して学習する訪問教育も行っています。



学校名	設置学部	訪問教育	所在地	電話番号
小倉総合特別支援学校	小・中・高	有：家庭等	小倉南区春ヶ丘10-3	921-0075
八幡西特別支援学校	小・中・高	有：家庭等	八幡西区下上津役4-8-2	612-2210

病弱の子どものための特別支援学校

慢性疾患や病虚弱のために手厚い配慮が必要な児童生徒を対象にした教育を行っています。

心身症等により通常の学級で学習することが困難な児童生徒のための特別支援学校では、医療機関と密接な連携を図りながら、児童生徒一人一人の実態に応じて学習内容を精選し、指導方法を工夫しながら各教科の学習を進めています。



学校名	設置学部	訪問教育	所在地	電話番号
門司総合特別支援学校 (心身症等)	小・中	無	門司区矢筈町13-1	372-6631
小倉総合特別支援学校 (慢性疾患等)	小・中・高	有：病院	小倉南区春ヶ丘10-3	921-0075

病院内で教育を行う特別支援学校

入院している児童生徒が病院内で学習できるように、特別支援学校から教師が出向き、病気や体調等に配慮しながら授業を行っています。

学校名	病院内学級 設置病院 (所在地)
小倉総合特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市立医療センター (小倉北区馬借2-1-1) ・国立小倉医療センター (小倉南区春ヶ丘10-1) ・九州労災病院 (小倉南区曾根北町1-1)
八幡西特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市立八幡病院 (八幡東区尾倉2-6-2) ・産業医科大学病院 (八幡西区医生ヶ丘1-1) ・JCHO九州病院 (休級中) (八幡西区岸の浦1-8-1)

6 特別支援学級における教育について

特別支援学級における指導

特別支援学級では、小集団で児童生徒の発達段階に応じた教育を行い、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るとともに、社会生活に参加していく力を培っています。

また、学校行事や一部の教科学習等、日常の教育活動の中で通常の学級との交流及び共同学習も行っています。

本市における特別支援学級

対象	主な指導内容
知的障害	個々の児童生徒の知的障害の程度や発達段階を考慮して教育課程を編成するとともに、学習内容に応じた教材を選定し、学習を進めます。また、体力づくりや基本的な生活習慣の確立、社会生活に必要な言語の理解や表現等、基礎的な能力を育む学習を行います。
自閉症 ・ 情緒障害	通常の学級に準じて教育課程を編成し、当該学年の教科書を使用して学習を進めます。また、自立活動の中で、情緒の安定を図りながら、人との円滑な関わり方等、一人一人の目標を設定し、個に応じた学習を行います。
難聴	通常の学級に準じて教育課程を編成し、一人一人の聞こえの程度やコミュニケーションの状態に応じ、当該学年の教科書を使用して学習を進めます。また、自立活動の中で、聞き取りや発音の仕方、相手に応じたコミュニケーションの工夫、言葉の習得と概念の形成等の学習を行います。
病弱 ・ 身体虚弱	通常の学級に準じて教育課程を編成し、病気等の状態等を考慮しながら、当該学年の教科書を使用して学習を進めます。また、自立活動の中で、健康の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための学習を行います。



交流及び共同学習って何だろう？
一緒に学習するという事かな。



交流及び共同学習

日々の授業や学校行事等の機会を通じて、障害のある子どもと障害のない子どもが、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、進めていくことが必要です。



☆ 交流及び共同学習の内容や頻度は、児童生徒一人一人の実態によって異なり、「個別の指導計画」に基づいて実施します。

令和6年度

特別支援学級のある学校一覧

小学校

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身	区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身	区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身	区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身	
門司	大積		●		小倉北	中島	●	●		若松	青葉	●	●		八幡西	永犬丸西		●		
	小森江	●	●			西小倉	●				赤崎	●				大原	●	●		
	白野江					日明	●	●			江川	●	●			折尾西	●	●		
	大里東	●				南丘		●			鴨生田	●	●			折尾東	●	●		
	大里南	●				南小倉	●	●			くきのうみ	●				香月	●	●		
	大里柳	●	●				市丸					小石		●			楠橋	●		
	田野浦						合馬					高須	●				熊西	●	●	
	西門司	●	●				長行	●	●			花房	●	●			黒畑	●	●	
	萩ヶ丘	●					企救丘	●	●			ひびきの	●	●			黒崎中央	●	●	
	柄杓田						北方	●	●			深町	●	●			上津役	●	●	
	藤松	●	●				朽網	●	●			藤木	●	●			木屋瀬	●	●	
	松ヶ江北			●病			葛原	●	●			二島	●				竹末			
	松ヶ江南	●	●	●難			広徳	●	●			若松中央	●	●			千代	●	●	
	港ヶ丘	●	●				志井	●	●								筒井			
門司海青	●				城野	●	●						塔野		●					
門司中央	●				新道寺	●							中尾	●	●					
					すがお		●						鳴水	●	●					
小倉北	藍島		休校		小倉南	曾根	●	●		八幡東	祝町				戸畑	あやめが丘				
	足原	●	●			曾根東	●	●			枝光	●				一枝	●	●		
	足立	●				高蔵	●	●			大蔵	●				大谷	●			
	泉台	●				田原	●	●			河内					鞘ヶ谷	●			
	到津	●	●			徳力	●				皿倉	●	●			天籟寺	●	●		
	井堀	●				長尾	●	●			高槻					戸畑中央	●	●		
	今町	●				貫	●	●			高見		●			中原	●	●		
	貴船					沼	●	●			槻田		●			牧山	●	●		
	清水	●	●			東朽網					花尾		●							
	霧丘	●	●			守恒	●	●			ひびきが丘	●	●							
	小倉中央	●	●	●難		湯川	●	●			八幡		●	●難						
	桜丘	●				横代	●	●			青山	●	●							
	三郎丸	●	●			吉田	●	●			赤坂	●	●							
	寿山		●			若園	●	●			浅川	●	●	●難						
富野	●	●						穴生	●	●										
中井	●	●						池田	●	●										
								医生丘	●	●										
								永犬丸	●	●										

中学校

区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身	区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身	区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身	区	学校名	知的	自・情	難聴 病・身
門司	東郷				小倉南	企救	●	●		若松	高須	●	●		八幡西	香月	●		
	戸ノ上	●				広徳	●	●			洞北	●				熊西	●		
	早鞆					志徳	●	●			二島	●	●			黒崎	●	●	
	松ヶ江	●		●難		城南	●	●			若松	●	●			上津役	●		
	緑丘	●				菅生	●	●			枝光台	●				木屋瀬	●	●	
	門司	●	●			曾根	●	●			大蔵	●				千代	●	●	
	柳西	●	●			田原		●			尾倉	●	●			則松	●		
小倉北	足立	●			沼	●	●		八幡東	高見				戸畑	引野				
	板櫃	●	●		東谷					中央	●	●			本城	●			
	菊陵	●	●		南曾根	●				槻田		●			八見	●	●		
	霧丘	●	●		守恒	●	●			花尾		●			大谷	●			
	思永	●	●		湯川	●	●			八幡西	浅川	●	●		●難	高生	●	●	
	篠崎	●	●		横代	●	●				穴生	●	●			飛幡	●		
	白銀				吉田	●	●				永犬丸	●				中原	●	●	
	富野	●			石峯	●	●				沖田	●	●						
南小倉	●	●		向洋				折尾	●		●								

●は設置済

自・情：自閉症・情緒障害
病・身：病弱・身体虚弱

通級による指導

通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒は、必要に応じて「通級による指導」を受けることができます。

通級による指導は、週1回程度の個別指導が基本です。対象の児童生徒は、各教科等の学習を通常の学級で学び、障害による学習上または生活上の困難の改善・克服を図るための「自立活動」の学習を、特別な教育の場で受けることになります。

通級による指導の対象となる障害種

言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 LD ADHD

特別支援教室（巡回指導）

特別支援教室は、児童生徒が在籍校で巡回指導教員（通級による指導担当者）から通級による指導を受けることができる指導形態です。

対象児童生徒の在籍する全ての小・中学校に特別支援教室を設置して、指導教員が巡回し、「自立活動」の指導を行います。

令和3年度から全市の小学校で、令和5年度から全市の中学校で、巡回指導を実施しています。市立高等学校でも特別支援教室を実施しています。



区	巡回指導拠点校		実施方法
	小学校	中学校	
門司区	大里東小学校		巡回指導拠点校に巡回指導教員を複数名配置し、市内全ての小・中学校を巡回して指導します。
小倉北区	清水小学校・中島小学校	菊陵中学校・思永中学校	
小倉南区	広徳小学校・高蔵小学校	志徳中学校	
若松区	二島小学校		
八幡東区	八幡小学校	中央中学校	
八幡西区	赤坂小学校・大原小学校 楠橋小学校・黒崎中央小学校 筒井小学校	浅川中学校・引野中学校 本城中学校	
戸畑区	一枝小学校		

高校通級（巡回指導）

思永中学校に所属する特別支援教室担当者が、北九州市立高等学校に設置する特別支援教室を訪問し、「自立活動」の指導を行っています。

実施校	拠点校	実施方法
北九州市立高等学校	思永中学校	生活や学習上の困難を改善又は克服するため、通級による指導を受けることが適当であると認められる生徒を対象に「自立活動」の指導を行います。



通級による指導を受ける児童生徒は、「個別の教育支援計画」を作成するの？

作成が義務付けられています。

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級で過ごし、週1時間程度、特別な指導の場「特別支援教室」で、障害による困難を改善・克服するために個に応じた学習「自立活動」を行います。

「特別支援教室」で学習した内容を学校生活及び家庭での生活に生かすことが成長につながります。巡回指導教員と在籍学級担任、保護者が「個別の教育支援計画」に基づいて情報を共有していくことが大切です。



☆ 特別支援教室（通級による指導）を希望する場合は、教育委員会主催の「通級による指導の相談会」で面談及び心理検査を受ける必要があります。

ふくおか就学サポートノート



引継ぎシートの記入にあたって

引継ぎシートC（中学校）→ 高等学校・特別支援学校

本人の氏名
性別
生年月日

本人の将来の夢、希望

好き・得意なこと、得意な教科
嫌い・苦手なこと、苦手な教科

項目	各項目に関する記入の観点例
健康	睡眠・栄養・生活リズムに関すること、発作の有無など
知能・知覚	視力・聴力・感覚・理解など、視覚や聴覚に関すること
学習	学習の状況（理解状況、得意なこと）
生活	好き嫌い、食物アレルギー、食事上の配慮など
社会	授業・授業の状況、授業後の処理など
芸術・文化	音楽、絵など
身体運動	運動・運動・運動・運動などに関する感覚過敏など
コミュニケーション	コミュニケーションの有無など
こだわり	こだわりの有無など
学習	読書、学習性など
社会生活	公共交通機関の有無など
指導理解	指示の理解、実行など
多動・衝動	多動性・衝動性の有無など
学習態度	机の上の整理整頓の有無、方法など
日常生活	服の着脱などのかかわりなど
日常生活	会話を成立させること
職業生活	言葉、身振り、サイン、絵、文字カード使用など
その他	旅行、書く、計算する、掃除するなど

※ 本欄を必ず記載してください。記入例は、参考として記載するものではありません。

福岡県教育委員会が推奨する引継ぎ資料の様式集です。その中の「引継ぎシート」は、就学・進学する学校に合理的配慮の内容を伝える際に活用できることから、「個別の教育支援計画」と同じ役割を果たします。



通常の学級における取組

通常の学級に在籍する学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム障害等の、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、実態を十分把握し一人一人の特性に応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、校内支援体制の充実を図っています。

また、必要に応じて保護者や関係機関と連携しながら、配慮の具体的な内容の共有や指導の工夫に努めています。



通常の学級では、子ども一人一人の特性に応じてどのような配慮や指導の工夫をしているの？



【分かりやすい板書の工夫】



【時間の見える化】



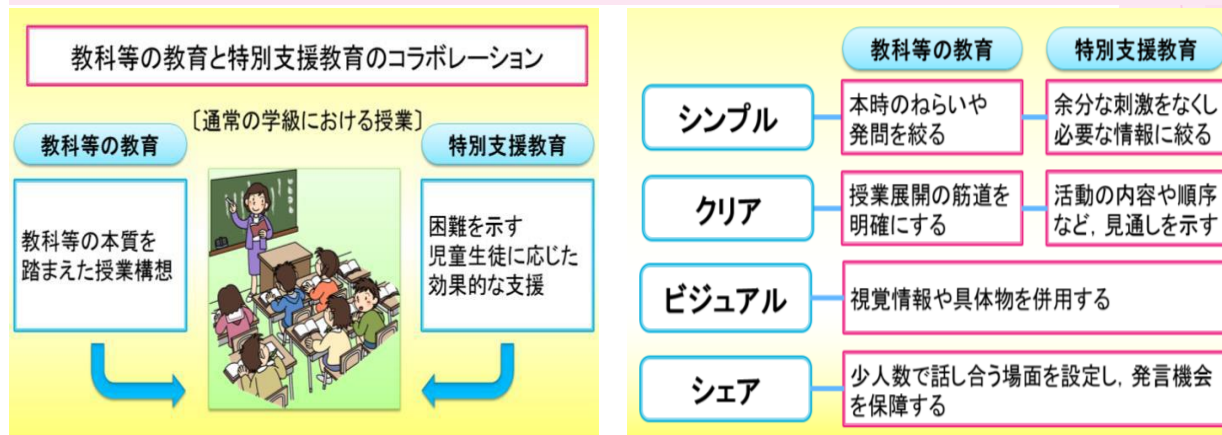
【読みやすい教材の工夫】

児童生徒の学習への困難さを適切に把握して、特別支援教育の視点で支援内容を検討し、「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」を通して、どの子どもにも分かりやすい指導方法の工夫を行っています。

例えば、「書くこと」が苦手な児童生徒に対し、書く分量を減らしたワークシートを個別に用意し、学ぶ負担を軽くする等の支援を行うことで、「わかる」・「できる」喜びが実感できるようにします。



ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり



音声教材について

音声教材とは、発達障害等により、通常の紙の教科書では読むことが困難な児童生徒のため、教科書の内容を音声で読み上げる等の機能をもつ教材です。



「マルチメディアデージー教科書」ってどんなもの？

「マルチメディアデージー教科書」は、音声教材の一つです。タブレット端末等を使用し、教科書の内容を音声で読み上げる、読んでいる箇所をハイライト表示する、漢字にルビを表示する、文字の拡大・縮小、文字色・背景色を変更することができます。北九州市では、制作団体に一括申請しており、学校からの申込により、必要な学年の教科書をダウンロードすることができます。読みなどに支援を必要とする児童生徒の学習等での活用が広がっています。



マルチメディアデージー教科書

通常の教科書と同じ文章、画像を使用し、文章に音声をシンクロ（同期）させて読むことができます。

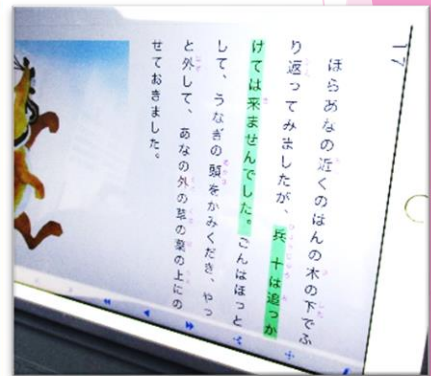
百姓のうちのうらを通りかかると、そ

2



ほんらの近くのはんの木の下でふり返って見ましたが、兵十は追つかけては来ませんでした。
ごんはほつとして、うなぎの頭をかみくだき、やっと外して、あなの外の草の葉の上のせておきました。

小学校4年生国語「ごんぎつね」より



背景やルビの色、ハイライトなどを変えたり、読み上げのスピードを変えたりすることができ、読みや文章の理解を支援します。

【(公財) 日本障害者リハビリテーション協会HP】



音声教材のデータサンプルは教育センター教育実践サポート室のパソコンで視聴できます。申請の方法や詳細については、学校を通じて特別支援教育課へお尋ねください。



自立活動について



特別な教育的支援の必要な子どもが指導を受ける
「自立活動」ってどのような学習なんだろう？

自立活動は、特別支援学校、特別支援学級に在籍している児童生徒や、
通級による指導を受けている児童生徒に対し、「自立を目指し、障害に
よる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、
技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」
ことをねらいとして、教育活動全体を通じて行われます。



各教科等

生活年齢に即した系統的・
段階的な指導

関連

自立活動

障害による学習上又は生活上の
困難を改善・克服するための指導

人間として
調和のとれた育成



自立活動の内容 [特別支援学校教育要領・学習指導要領（H30.3）]

<p>1 健康の保持</p> <p>(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する こと。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。</p>	<p>2 心理的な安定</p> <p>(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・ 克服する意欲に関すること。</p>
<p>3 人間関係の形成</p> <p>(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。</p>	<p>4 環境の把握</p> <p>(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に 関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況につい ての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に 関すること。</p>
<p>5 身体の動き</p> <p>(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。</p>	<p>6 コミュニケーション</p> <p>(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用 に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。</p>

医療的ケア児支援について

医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒が増加していることから、医療的ケアの状態等や一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要とされています。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指しています。

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけません。

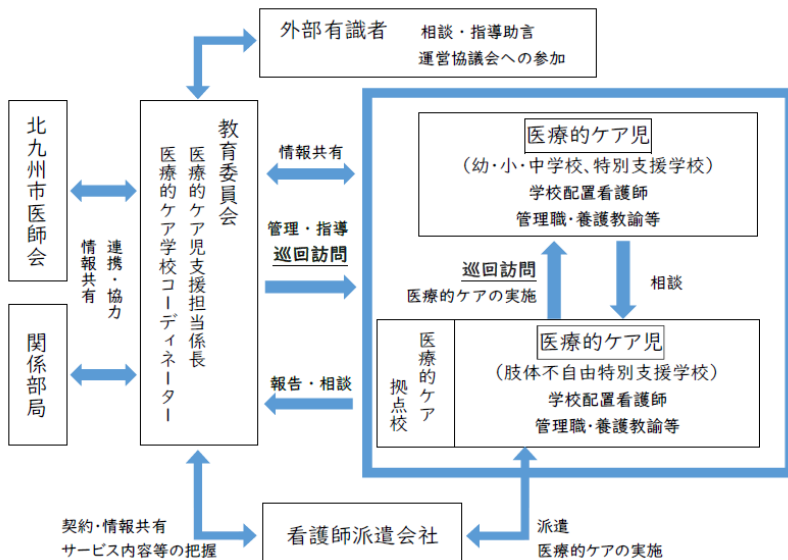
学校における医療的ケア

学校配置看護師によって学校で行われている医行為

- ・口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養 等



北九州市立学校医療的ケア児支援体制



教育委員会では、小・中・特別支援学校等に在籍する医療的ケア児の状況を把握し、学校配置看護師や関係機関と連携して、様々な支援を行っています。

【教育委員会の役割】

- ガイドライン、マニュアル作成
- 看護師の配置と業務拡充
- 専門性向上のための研修
- 巡回訪問
- 通学支援（特別支援学校）

【通学支援事業】

肢体不自由特別支援学校に通う医療的ケア児の内、スクールバスの利用が困難な児童生徒を対象に福祉タクシーに看護師が同乗して送迎する通学支援を実施しています。



※ 詳しい内容や利用希望等は、特別支援教育課にお尋ねください。

特別支援学校・特別支援学級 合同作品展

北九州市立特別支援学校と北九州市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の個性と能力を発揮する場として開催しています。

作品の鑑賞を通して、感受性や表現力、コミュニケーションの育成を図るとともに、特別支援学校及び特別支援学級の教育活動を知る機会を増やし、特別支援教育に対する理解の浸透につなげることを目的としています。

令和5年度の合同作品展（オンデマンド配信）の様子



皆さんの個性溢れる作品や、同じ学校のお友達の作品を親子で話しながら見ることができ、楽しい時間となりました。
(保護者からの声)

学校ごとの作品をテレビを通して一斉に見ることができて、児童も楽しんでいました。「こんな作品作ってみたい。」「この作品きれい。」など、みんなで感想を言いながら見ることができました。

(教師からの声)



合同作品展の歴史

昭和56年の国際障害者年記念行事として開催された「北九州市心身障害者作品展」を契機に、昭和57年度から市立養護学校・養護学級児童生徒を対象に始まりました。

令和元年度まで毎年開催され、現在はオンデマンド配信にて開催しています。



特別支援学級合同スポーツ大会

主に知的障害特別支援学級の児童生徒の自立や社会参加、生涯スポーツの基礎を培うことを目的に開催されています。特別支援学級の多くが「ふうせんバレーボール」を採用し、体育等の学習で継続的に取り組んでいます。

「ふうせんバレーボール」は、直径約40cmの風船に鈴を2個入れ、ネット越しに打ち合うスポーツです。チーム全員が風船に触れてから相手コートに返すため、チームプレイが大切です。

障害の有無や程度、年齢や性別等の違いを超え、誰もが一緒に取り組める北九州市で生まれたバリアフリースポーツで、毎年本市で全国大会が開催されています。



合同スポーツ大会の歴史

特別支援教育がスタートした平成19年度から、北九州市立小・中学校の知的障害特別支援学級を中心に、学校間交流の一環として実施されています。

特別支援学級の増加に伴い、現在は近隣の特別支援学級が集まって合同スポーツ大会を開催し、スポーツを通して地域の学校同士の交流を深めています。

市民・学校・企業との連携による教材・教具・作品づくり事業

平成28年度から、学校と市民の方との協働により、市立特別支援学校等で使用する教材・教具を作製しています。

「ものづくりのまち北九州」の市民の皆さんが、それぞれの特技や趣味を生かしながら、児童生徒の状態や教育的ニーズに応じた教材づくり等に関わっていただくことで、特別支援教育や「合理的配慮」に対する理解を深め、共生社会の形成につなげていきます。



市民ボランティアの方を随時募集しています。教材・教具づくりに興味のある方は、特別支援学校または特別支援教育課までお問合せください。

生徒が木工作品を作るための木材の下準備

転倒防止用具



姿勢保持のためのクッション



足首のストレッチに使う傾斜台



段差解消のためのスロープ



教育に関する相談機関

特別支援教育相談センターは、特別な支援の必要な幼児児童生徒やその保護者、学校等への専門的な相談支援を行う機関です。



子どものことで気になることがあります。
相談を申込むにはどのようにしたらいいですか？

友達とうまく遊べない

運動がぎこちない

落ち着きがない

言葉がはっきりしない

感情の起伏が激しい

就学や進路に不安がある

教育相談・通級相談

学校・幼稚園・保育所（園）等から、申込書を提出

就学相談

北九州市のホームページから、電子申請による申込み

- 相談内容（個人情報等）は守秘します。
- 相談はすべて無料です。（就学相談の医療相談は一部有料）
- 相談にかかる時間は出席扱いとなります。
- 学校・幼稚園・保育所（園）等や北九州市立総合療育センター（医療機関：有料）と連携して相談を進めます。



5つの相談事業

早期相談事業

幼児期からの適切な支援を行う早期相談



○早期教育相談

子どもと保護者に来所していただき、適切な就学先や支援の方法について一緒に考えます。
相談：月曜日～金曜日／時間：9:00～16:00

○早期巡回相談

幼稚園・保育所（園）に早期支援コーディネーターが訪問し、適切な支援について助言します。



12 特別支援教育相談センターについて

巡回相談事業

学校を支援する巡回相談



学校を巡回して教職員に指導内容や方法に関する指導や助言を行います。

相談日：月曜日～金曜日
時間：9:00～16:00

- 相談の内容等によっては、専門相談員（臨床心理士、言語聴覚士）と共に訪問し、専門的な助言を行います。

就学相談事業

適切な就学を目指す就学相談



子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指して、保護者と相談しながら就学する学校を決めていきます。

定期就学相談会：8月～11月（5回）
夏期就学相談会：夏休み中（4回）
就学相談：4月～12月の平日

- 保護者との面談、教育的検査、医学的診断から、総合的に判断し、就学先を決定します。



教育相談事業

通常の学級に在籍する児童生徒・保護者・教職員を支援する教育相談



子どもの様子を踏まえて、一人一人にとって必要な支援を一緒に考えます。

相談日：月曜日～金曜日
時間：9:00～16:00

- 相談は1回につき1時間程度となります。

通級相談事業

通常の学級に在籍する児童生徒の通級相談



通級による指導（月1回～週1回程度の個別指導等）が必要かどうかを一緒に考えます。

通級相談会：9月～12月の平日

- 保護者との面談、教育的検査、医学的診断から総合的に判断し、該当の可否を決定します。



Kitakyushu
SDGs

北九州市教育委員会
学校教育部 特別支援教育課

〒 803-8510
北九州市小倉北区大手町1-1
TEL 093-582-3448
FAX 093-581-5873

北九州市立
特別支援教育相談センター

〒 802-0803
北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
TEL 093-921-2230
FAX 093-923-3010